

# おおおいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

## 新年のご挨拶



全国健康保険協会大分支部  
支部長 甲斐 一義



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

加入者・事業主の皆様におかれましては、日頃より協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、旧年中は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る制度改正につきまして、資格情報のお知らせの配付等にご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。引き続き協会けんぽでは、皆様が安心して医療を受けられるよう、制度改革についての周知広報を丁寧に実施してまいります。

さて、最近の協会けんぽを取り巻く環境ですが、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる本年、高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、私どもが負担する医療費は確実に増えていきます。

こうした少子高齢化による社会保障給付費の増加や社会保障の担い手の減少が進む厳しい環境変化の中でも、医療保険制度を維持し、当該制度を将来世代へ引き継いでいくことが、私どもに求められていることだと考えております。

協会けんぽでは、今後も様々な環境の変化に対応していきながら、中長期にわたり現在の保険料率を維持し、加入者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、取組を進めてまいります。

また、健康増進を図っていただける環境を維持していくため、特定健診・特定保健指導、コラボヘルス等の取組を通じて加入者の皆様の健康づくりをサポートするとともに、上手な医療のかかり方の発信などの医療費適正化に資する取組をさらに進めてまいります。

大分支部におきましては、加入者の皆様の健康増進を図るため、健康経営®（一社一健康宣言事業）を積極的に推進しております。健康宣言事業所数の拡大とともに、健康づくりの専門家である保健師をアドバイザーとして派遣する訪問サポート（スタート支援、健康講話等）や健康測定機器（血管年齢測定器等）の無料レンタルの実施により、健康づくりに取り組まれる事業所様のフォローアップに努めております。

併せて、高校生や専門学校生、新入社員を対象とした出張講座の実施など、若年層に向けた健康教育に取り組み、より早い段階から望ましい生活習慣等を身につけていただくための啓発活動を実施しております。

これらの事業を推進することで、加入者・事業主の皆様の健康意識の向上や、健康づくりの取組の普及・促進を図り、ひいては医療費適正化につなげていきたいと考えております。

協会けんぽでは、「加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」という基本理念の実現に努めてまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝と事業の益々のご発展を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## インセンティブ制度 令和5年度の取り組み実績について

インセンティブ制度は、事業主・加入者の皆さまの取り組み（下表の5つの評価指標）に基づいて、全47支部を順位づけし、上位15支部に **インセンティブ（報奨金）を付与して取り組みの翌々年度の保険料率を引き下げる** 仕組みです。

この度、令和5年度の取り組み実績が確定し、大分支部の総合順位は **7位** となったことから、**インセンティブ（報奨金）が付与される** こととなりました。

評価指標	特定健診等の実施率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診勧奨基準において受診を要する者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合	総合順位
結果（率）	66.6% (全国平均57.4%)	30.8% (全国平均19.4%)	34.3% (全国平均33.7%)	37.5% (全国平均33.3%)	82.8% (全国平均83.1%)	—
偏差値順位（※）	12位	12位	12位	10位	36位	7位

※偏差値順位は、実施率に加え、前年度からの伸び率も加味した順位です。

大分支部は、「後発医薬品の使用割合」が課題となっています。お薬を受け取る際には、**後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご選択ください。**

協会けんぽ大分 インセンティブ制度



# 傷病手当金支給申請書の記入上の注意事項

傷病手当金支給申請書の不備が多い箇所をご紹介します。お手続きを円滑に進めるため、以下の4点の注意点等をご確認いただき、正確な記入へのご協力をお願いします。

## 2ページ目

被保険者(ご本人)様の記入で不備が多いポイント

### 申請内容の傷病名欄への✓の記入

申請書4ページ目の医師が記入した傷病名を確認し、✓のご記入をお願いします。✓がない場合、申請書をお返しすることになりますので、必ずご記入をお願いします。

### 申請期間中の報酬有無の確認

申請書3ページ目の事業主様の証明を確認し、矛盾がないようにご記入ください。申請期間中に報酬を受けている場合は「1」、報酬を受けていない場合は「2」をご記入ください。

## 3ページ目

事業主様の記入で不備が多いポイント

### 勤務状況(年月)の記入

申請書2ページ目の申請期間(上図青枠)中に出勤した日に○をつけてください。出勤した日が1日もない場合でも、左側の「年月」は必ずご記入ください。

### 報酬の支給状況の記入

申請書2ページ目の申請期間(上図青枠)のうち、有給休暇等、出勤していない日に対して報酬を支給した場合、支給対象日と支給額をご記入ください。

例：4/11～4/12に有給休暇で24,000円を支給した場合

## 「資格情報のお知らせ」と「加入者情報(マイナンバーの下4桁)」の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



**【対象者】** 令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方